

令和5年新十津川町農業委員会

第2回(9月)会議録

招集月日	令和5年9月26日	18時30分	場 所	役場 大会議室
開閉日時	開 会	令和5年9月26日	18時26分	
	閉 会	令和5年9月26日	18時52分	
及宣言者	会 長	坂 本 和 隆	会長代理	千 石 洋 彰

委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	乗 松 良 行	出	7	高 橋 友 司	出	13	川 村 登	出
2	稲 葉 敏	出	8	木 村 文 秋	出	14	長 太 均	出
3	小 林 勝	出	9	阪 口 徳 幸	出	15	西 内 陽 美	出
4	田 中 千 久	出	10	高 桑 齊	出	16	千 石 洋 彰	出
5	新 井 隆 之	出	11	中 川 雅 樹	出	17	坂 本 和 隆	出
6	林 雄 一	出	12	村 本 健	出			

農業委員会事務局職員

事務局長	小 松 敬 典		
事務局主幹	平 川 宏 之	事務局担当	穴 吹 理 絵

議案説明のために出席した者の職・氏名

			開会宣告
			開議宣告
日程	1		会期の決定
	2		会議録署名委員の指名について
	3		一般事務報告
	4	議案第1号	農地の権利移動の許可申請について
	5	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	6	議案第3号	新十津川町農業委員会の所管に係る新十津川町個人情報保護条例 施行規則の廃止について
	7		その他

開会宣告	議長	只今から第2回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第2回農業委員会総会の会期は本日1日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名委員の指名について議題といたします。</p> <p>議事録署名委員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第1番 乗松良行</p> <p>第2番 稲葉敏 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(令和5年7月20日～令和5年9月26日)</p>

日程第4 議案第1号	議 長	続きますして、日程第4議案第1号、農地の権利移動の許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
		農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について決定をする。
		令和5年9月26日 提出
		新十津川町農業委員会会長 坂本和隆
		番号 1 説明
		図面番号1をご覧ください。
		字〇〇 地番全1筆 地目畑2,970㎡ 民有地 合計面積2,970㎡
		法律関係 贈与
		こちらの農地につきましては、譲受人より、無償での取得の希望があったため贈与するというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
	説明を終わります。	
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。	
	続きますして、番号2について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号 2 説明	
	図面番号2をご覧ください。	
	字〇〇 地番全1筆 地目畑1,675㎡ 民有地 合計面積1,675㎡	
	法律関係 使用貸借	
	こちらの農地につきましては、法人化のため法人に貸し付けるというものです。	
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
	説明を終わります。	
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
議 長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	

日程第4 議案第1号	議 長	討論なしと認めます。		
		これから採決いたします。		
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
	委 員	なし。		
日程第5 議案第2号	議 長	異議なしと認め、番号2は提案のとおり決定をします。		
		議案第1号については決定をしました。		
		続きまして、日程第5議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。		
		事務局	議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条の規定による許可申請が別紙のとおりあったので、可否について意見を求める。 令和5年9月26日 提出 新十津川町農業委員会会長 坂本和隆	
		番号 1 説明		
		字〇〇 地番全1筆 地目田 民有地 合計面積842㎡ 4条転用 図面番号3をご覧ください。 計画内容につきましては、別紙資料のとおりとなっています。 こちらについては、農舎新築に伴う転用であります。 資料のとおり、経営の利便性、計画内容の妥当性、資金関係等精査して問題はなしと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。		
	議 長	説明を終わります。		
		質疑ございませんか。		
	委 員	なし。		
	議 長	質疑なしと認めます。		
		続いて討論を行います。		
		討論はございませんか。		
	委 員	なし。		
	議 長	討論なしと認めます。		
		これから採決いたします。		
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
	委 員	なし。		
	日程第6 議案第3号	議 長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。	
			なお、北海道農業会議への意見聴取については、平成28年3月3日付け、北海道農業会議第80回総会決定による、「農地法第4、5条に係る30a以下の農地転用に 関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」により、意見聴取の対象から除外できるものに該当するために行いませんので、申し添えます。 議案第2号については決定をしました。	
			続きまして、日程第6議案第3号、新十津川町農業委員会の所管に係る新十津川町個人情報保護条例施行規則の廃止について、説明を申し上げます。	
			事務局	議案第3号、新十津川町農業委員会の所管に係る新十津川町個人情報保護条例施行規則の廃止について 新十津川町農業委員会の所管に係る新十津川町個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。 令和5年9月26日 提出 新十津川町農業委員会会長 坂本和隆

日程第6	事務局	(説明)
議案第3号	議長	以上で事務局からの説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
日程第7 その他	議長	質疑なしと認めます。
		その他、ご意見ございますか。
		ないようですので、議案第3号については提案のとおり決定します。
		続きまして、日程第7、その他に入ります。
	事務局から、何かありますか。	
	事務局	ありません。
	議長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。
それでは、本日の第2回農業委員会総会を閉じさせていただきます。		
慎重なご審議ありがとうございました。		